

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第6 同意第2号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長提出）
- 第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度北方町一般会計補正予算（第1号））（町長提出）
- 第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度北方町一般会計補正予算（第2号））（町長提出）
- 第9 議案第27号 押印を求める手続の見直しのための関係条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第28号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第29号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第30号 北方町いじめ防止対策推進条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第31号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第32号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第15 議案第33号 工事請負契約の締結について（町長提出）
- 第16 議案第34号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

出席議員（10名）

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝己

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
総務危機管理課長	白 井 誠	都市環境課長	山 田 潤
教育次長兼課長	宮 部 寿	総務危機管理課 総括管理監	奥 村 英 人
政策財政課長	浅 野 浩 一	税 務 課 長	木野村 和 明
住民保険課長	高 崎 健 一	福祉子ども課長	木野村 英 俊
福祉子ども課 総括管理監	林 賢 二	健康推進課長	鳥 本 裕 子
上下水道課長心得	北 中 龍 一	会 計 室 長	横 田 紀 彦
教育委員会 事務局 長	郷 展 子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小 島 伸 也	議 会 書 記	高 崎 明 美
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたもおはようございます。

暦の雑節を見ますと、入梅はこの11日となっておりますが、例年より梅雨入りが早い年となり、今定例会もまさにその最中での開催となりました。蒸し暑い日々が続いております。ただでさえ毎日マスクをしなければならない日常ですので、皆様におかれましては暑さ対策を十分に行っていただきたいと思っております。

議場における本会議においては上着着用をお願いしておりますが、議論に熱が入り暑くなることも予想されることですので、各議員及び御出席の執行部の皆様におかれましては、途中で上着を脱いで本会議に臨んでいただくことを許可したいと思います。各自の状況において御判断くださいますようお願いいたします。

さて、現在、全国において新型コロナワクチン接種が進んでいることは周知のとおりであります。北方町においても、職員の献身的な努力により順調に行われていると聞いております。昨年1月に始まった新型コロナウイルスに対する闘いもあと少しというところまで来ているのではないのでしょうか。ワクチン接種の担当者の方には大変御苦勞をおかけしますが、体調には十分に注意していただき、これからもスムーズな接種が進むようお願い申し上げます。私も一議員としてできることは協力させていただきたいと思う次第であります。

ただいまから令和3年第4回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番 安藤哲雄君及び9番 安藤浩孝君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの10日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鈴木浩之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

○議会事務局長（小島伸也君） 3月定例会以降の報告をさせていただきます。

3月17日、4月21日及び5月19日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、南東部開発事業特別会計、下水道事業特別会計、上水道事業会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

5月26日、令和2年度における新型コロナウイルス対策関連の収入・支出及び減免・徴収猶予等について監査が行われました。対象事項について関係書類などの調査及び担当者から説明を求めて監査いたしました。コロナ対策という早急に対応が求められる非常事態であっても、契約等の手続は適切に執行されており、特に不必要なものや不当に高価なものを購入したという事実は認められなかった。また、税等の減免・徴収猶予については、法律等に基づき適切に行われていた旨の報告がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

3月24日令和2年度第4回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

議案第1号では、定期総会や理事会などの令和3年度における年間事業計画や研修計画などが協議され、議案第2号では、令和3年度の予算、歳入歳出それぞれ1,255万4,000円とすることについて原案どおり可決されました。

そのほかに財政調整積立金の運用について、岐阜県町村議会議長会役員を選出方法についてなどが了承されました。

6月1日には、臨時総会及び令和3年度第1回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

臨時総会では、まず岐阜県町村議会議長会役員を選任が行われ、会長に坂祝町議長の竹内浩一氏が、副会長に垂井町議長の富田栄次氏並びに北方町議長の鈴木浩之議長が選任されました。そのほかに理事には、神戸町議長 宮嶋三郎氏、八百津町議長 長谷川泰幸氏が、監事には、大野町議長の宇野等氏、東白川村議長 樋口春市氏がそれぞれ選任されました。なお任期は、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間となっております。

次に、岐阜県町村議会議長会関係団体役員を選出がなされ、岐阜県市町村職員退職手当組合の議員として竹内浩一会長が選任され、岐阜県市町村会館組合の議員も竹内会長が選任されました。

次に、公益財団法人岐阜県市町村振興協会の理事として竹内会長が選任され、評議員として鈴木浩之副会長が選任されました。

また、全国過疎地域連盟理事として、白川村議長 高桑徹司氏が選任されました。

臨時総会に続いて評議員会が行われ、町村議会正副議長研修会の講師については、土山希美枝龍谷大学政策学部准教授に依頼することとし、10月までの会議予定が決定されました。

次に配付物についてであります。議会改革推進委員会調査報告書の写しを配付いたしました。

以上報告いたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思
います。

○議長（鈴木浩之君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（鈴木浩之君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

令和3年第4回議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆さんには何かと御多用の中、
御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの第4波であります。感染者の減少に至るまでの期間が長引き、
五輪の開催にも物議を醸しておりますが、県におきましては、昨日、4月30日以来37日ぶりに新
規感染者が30人を下回り、また3日続いて50人を下回っております。ようやく大きな山を越えた
かに思うところであります。しかしながら、感染拡大収束の決定打はワクチンによる集団免疫の
獲得に尽きるわけでありまして。町では5月14日より65歳以上の高齢者の接種を開始いたしました。
今日現在、高齢者4,776人のうち2,001名、41.9%の方が1回目の接種を終えております。また、
3,507人、73.4%の方が接種及び予約済みとなっており、7月中旬には65歳以上の希望者全員の
接種を終えることとなります。次の64歳以下の接種につきましては、6月21日からの開始をいた
します。以降、5歳ごとに進捗を見計らいながら順次予約の受付及び接種を進めていくことにな
りますが、順調に事が進めば10月中には12歳以上、約1万4,000人ほどになりますが、接種を終
えることができると考えております。

昨日の新聞に各市町の進捗状況が掲載されておりましたが、他市町に劣ることなく順調に進ん
でいることに一安心しているところでありますが、まだまだ余力はあります。さらにスピードア
ップを図り、一日も早くワクチン接種の事業完遂を目指したいと思っております。また、感
染力の強い変異株による低年齢層への感染から、学校現場でのクラスターが危惧されて
おります。その対策として、まずは小・中学校の教職員、幼保、学童保育の職員など300人程に
なりますが、先行して接種を行うこととしました。具体的には、6月21日に接種を開始する64歳
以下の方、基礎疾患のある方と同時に行っていきたいと考えております。また、12歳以上の小・
中、高校生についても、可能な限り早い段階で優先して接種をしていきたいと考えているところ
であります。接種券の有無など課題も多くありますが、鋭意進めていきたいと思っておりますの
で、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、1年以上続いたコロナ禍で社会全体が疲弊をしております。いま一度、町民の元気とま
ちの活力の回復にプレミアム商品券、第2弾を発給したいと考えます。今議会でお認めいただ
ければ、今後の感染状況を勘案しつつ、適切に実施していきたいと考えておりますので、御協力
のほどお願いをいたしたいと思っております。

最後に、私のワクチン接種に関する報道であります。医療従事者の接種時間終了間際に4人分の余剰ワクチンが生じたため、キャンセル待機者の保健師と私が接種を受けました。現場の医師より適正な指示に基づいた経緯があったにもかかわらず、不本意ながら一部のマスコミが首長の先行接種は作為的で悪意があったかのような報道をいたしました。この報道につきまして、不快に思われた方には大変申し訳なく思うところであります。御理解をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

それでは、これより命によりまして報告をさせていただきます。

まず、自治法に定められました議会への報告であります。

令和2年度北方町一般会計継続費繰越計算書、同じく繰越明許費繰越計算書及び令和2年度北方町下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告、続いて行政報告として、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、報告第1号 令和2年度北方町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第212条の規定により、翌年度にわたって使用する継続費については、別紙の継続費繰越計算書のとおりで、内容につきましては、款7商工費、項1商工費、事業名、南東部広域交流拠点整備事業8億2,870万円。

款10教育費、項1教育総務費、事業名、北学園東舎及び管理棟新築事業11億円。

同じく、款10教育費、項5社会教育費、事業名、北方南小学校放課後児童クラブ施設新築事業5,780万円を本年度に継続をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、御報告を申し上げます。

次に、報告第2号 令和2年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきましては、別紙、令和2年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の記載のとおりで、内容につきましては、款2総務費、項1総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業440万円を、同じくスマートフォン対応ホームページ作成事業538万円を、続いて款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍情報システム改修事業149万6,000円を、同じく戸籍附票システム改修事業492万8,000円を、続きまして款7商工費、項1商工費、事業名、広域交流拠点エリア用地取得事業1,058万6,000円を、続いて款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、道路附属物撤去事業300万円を、同じく町道296号線ほか4路線道路改良事業7億3,900万円を、続いて款9消防費、項1消防費、事業名、緊急・安否確認メール管理事業376万7,000円を、続いて款10教育費、項1教育総務費、事業名、学校衛生施設改善事業1億1,800万円を、同じく事業名、GIGAスクール関連整備事業1,937万円を、以上、合計で9億992万7,000円を本年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして御報告を申し上げます。

次に、報告第3号 令和2年度北方町下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第212条の規定により、翌年度にわたって使用する継続費につきましては、別紙、継続費繰越計算書のとおりであります。内容につきましては、款2下水道費、項1公共下水道費、事業名、ふれあい水センター長寿命化事業1億8,200万円を本年度に繰り越しをいたしました。よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

以上報告をさせていただきましたそれぞれの事業につきましては、本年3月の定例会におきまして議決をいただいた事業であります。したがって、事業の詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、令和3年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会、通称、ポッポの家の定例会が過ぎる3月29日午後2時に岐阜市役所4階全員協議会室にて行われました。提案されました議案は1件であります。

第1号議案は、令和3年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算についてであります。

主な内容は、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ2億717万円、前年度より8,449万7,000円の増額予算と定められております。歳入の主なものは、加入市町の運営負担金7,618万3,000円、給付費負担金等1,885万7,000円であります。ほかに保険診療、福祉医療助成収入が2,245万2,000円、組合債8,240万円、繰越金477万円となっております。

対しまして歳出であります。増額の大きな要因となっております総務一般管理費では、前年度比8,413万6,000円増の1億363万円となっており、これは発達支援センター施設の改修に係る工事請負費用9,334万7,000円が計上されたことによるものであります。ほかに議会費では25万7,000円、職員の給料、手当など施設の管理費等9,944万5,000円、前年度比5万8,000円の増が計上されております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 休憩します。

休憩 午前9時50分

再開 午前9時52分

○議長（鈴木浩之君） 再開します。

○町長（戸部哲哉君） 失礼をいたしました。

報告第4号 令和2年度北方町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

繰越しをいたしますのは、款1総務費、項1総務管理費、事業名、ふれあい水センター機器修繕300万円であります。

以上、報告をさせていただきますので、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

○議長（鈴木浩之君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（鈴木浩之君） 日程第5、議会改革推進に関する事務調査についてを議題とします。

議会改革推進委員長の報告を求めます。

松野由文君。

○議会改革推進委員長（松野由文君） それでは命によりまして、議会改革推進に関する事務調査について。

上記調査について、令和3年3月8日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により、次のとおり報告をします。

1. 予算等の審査方法について。

予算等の審査方法について、9月の役員改選時に議長を除く9名で構成する予算決算常任委員会の設置を目指す。他市町の審査方法についても引き続き調査・確認し、今後も検討を継続していく。

以上でございます。

○議長（鈴木浩之君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり了承することに決定しました。

日程第6 同意第2号

○議長（鈴木浩之君） 日程第6、同意第2号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第2号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明させていただきます。

現在、固定資産評価審査委員会で平成30年7月より委員をお願いしております浅井浩氏の任期が本年6月30日に任期満了となります。引き続き同氏を委員として選任したく、地方税法423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

浅井氏の経歴を申し上げますと、住所は[※]_____で、[※]_____生まれの67歳の方であります。昭和47年3月に県立岐阜商業高等学校を卒業され、岐阜、愛知各所の税務署勤務を経て、平成26年7月に名古屋中村税務署筆頭特別国税調査官を最後に定年退職されておられます。同年8月に浅井浩税理士事務所を自宅にて開設され、令和2年10月には、税理士法人玉井

※ 個人情報保護のため副本より削除

会計事務所の設立に参加され、同日、北方事務所を設立されました。現在は社員税理士として活躍をされておられます。

以上、経歴が示しますように税務に関する専門的な知識と経験を有する学識経験者として適任であり、引き続き同氏を選任したいので、御同意いただきますようお願いしたいと思います。なお、任期は令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間としております。よろしく願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（鈴木浩之君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第2号を採決します。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

日程第7 承認第3号及び日程第8 承認第4号

○議長（鈴木浩之君） 日程第7、承認第3号から日程第8、承認第4号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度北方町一般会計補正予算（第1号））であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億9,033万2,000円とするものであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯生活支援特別給付金の給付が決定されたことにより、その事務に要する経費であります。

議会の議決すべき事件であります。特に緊急を要したため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。ここに報告し、承認をお願いするものであります。

続きまして、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度北方町一般会計補正予算（第2号））であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億9,236万4,000円とするものであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、効率的なオンライン授業を推進する必要性からZ o o mのライセンスの取得費用及び事務局用タブレット、会議用スピーカー等に要する費用であります。

議会の議決すべき事件であります。議会を招集するいとまがなかったことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、承認をお願いするものであります。

なお、両案件とも歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度北方町一般会計補正予算（第1号））の質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第3号を採決します。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度北方町一般会計補正予算（第2号））の質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） すみません。1点だけお尋ねしておきます。

数量をお教えいただけますでしょうか。

○議長（鈴木浩之君） 何の数量。

○5番（三浦元嗣君） ウェブ会議システム使用料、それからスピーカーですか、備品購入費、それぞれ幾つだけお願いします。

○議長（鈴木浩之君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） Z o o mにつきましては、町内の全学級分の62ライセンスです。タブレットは12です。あとスピーカーも12です。

○議長（鈴木浩之君） よろしいですか。

○5番（三浦元嗣君） はい。

○議長（鈴木浩之君） そのほか、ありますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑、討論を省略します。

これから承認第4号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定しま

した。

日程第9 議案第27号から日程第16 議案第34号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第9、議案第27号から日程第16、議案第34号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議案第27号 押印を求める手続の見直しのための関係条例の一部を改正する条例制定についてであります。

押印を求める行政手続を見直し、簡素化することで住民の利便性の向上を図るもので、関係条例の押印規定及び印のしるしを削除するため、本条例を改正しようとするものであります。

続きまして、議案第28号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

防災行政無線局の名称及び設置場所の変更に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、制定しようとするもので、同行政無線の受信局、「芝原西町子ども遊園」を「芝原西町」に、「北方町芝原西町1丁目14番地」を「北方町芝原西町1丁目14番地の3」に変更し、移動系無線陸上移動局、「でじたるきたがた217」の設置場所を「北方町加茂620番地の2」より「北方町高屋分木2丁目20番地の1」に移動するものであります。

続きまして、議案第29号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国民健康保険税の税率等の改正を行うため、本条例を制定しようとするもので、所得割率7%から6.7%に、均等割額を「2万5,000円」から「2万2,000円」に、平等割額を「2万5,000円」から「2万円」に、平等割額特定世帯「1万2,500円」を「1万円」に、平等割額特定継続世帯「1万8,750円」を「1万5,000円」に改めます。連動して、国民健康保険税の減額の額、7割軽減、5割軽減、2割軽減の額をそれぞれ改正し、制定しようとするものであります。

続きまして、議案第30号 北方町いじめ防止対策推進条例制定についてであります。

いじめ防止の基本理念を明らかにし、いじめ防止のための施設を推進するため、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえて基本理念を定めることで児童・生徒が互いの存在を認め合い、支え合いながら高め合う人間関係が築けるよう、町、教育委員会、園、学校、保護者、地域住民が連携し、誰もが安心して生活できる環境を実現するため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第31号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、保育所等との連携に関する事項、第7条関係であります。定義の適用範囲の拡大や字句の修正を行い、必要な規定を整備するため本条例を改正し、制定しようとするものであります。

続きまして、議案第32号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

議案第31号と同様に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、特定教育・保育施設等との連携に関する事項、第42条関係であります。定義の適用範囲の拡大や字句の修正を行い、必要な規定を整備するため本条例を改正し、制定しようとするものであります。

続きまして、議案第33号 工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、北方町立南小学校のトイレ洋式化改修工事、和式トイレを洋式トイレに、トイレ洗面の蛇口を自動水栓化に改修するなどの工事費用であります。契約の方法は一般競争入札を採用いたしました。その結果、契約の金額は5,830万円、契約の相手方は岐阜県本巣市上真桑1550番地1、上村建設株式会社、代表取締役 上村聖二と契約を行おうとするものであります。なお、工期は契約の日から令和4年3月25日となっております。予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第34号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

補正の内容であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億392万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,628万8,000円とするものであります。なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出の主なものを述べさせていただきます。

款3民生費、項1児童福祉費1,914万6,000円は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る予算であります。

款7商工費、項1商工費の商工業振興費1,480万円は、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、町負担分等であります。同じく商工費でプレミアム商品券事業費1億6,890万円を計上させていただいたところであります。

次に、款10教育費、項1教育総務費では、修学旅行取消料負担金など71万6,000円、項2小学校費では、冷暖房設備保守点検料を計上させていただきました。

対しまして、歳入であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金などの国庫補助金で9,389万3,000円、プレミアム商品券の販売代金で8,000万円、繰越金が2,991万5,000円あります。

以上、慎重に御審議をいただき、適切な判断がいただけますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

○議長（鈴木浩之君） お諮りします。議案調査のため、明日6月8日から9日までの2日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月8日から9日までの2日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は10日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午前10時13分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年6月7日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 安 藤 哲 雄

署 名 議 員 安 藤 浩 孝